

ご質問と回答 (中小企業海外展開支援 案件化調査)

項目	No	Q	A	HP掲載日
本事業全般について				
全体	1	[FAQよくあるご質問と回答]のNo1「JICAまたはその他の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か」の質問について、以下のとおり訂正致します。なお、回答に訂正はございません。 (誤) JICAまたはその他の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か? (正) その他の公的機関の中小企業支援制度と重複して本案件化調査への応募は可能か?	応募可能ですが、目的によって制度は異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。	2015/4/1
全体	2	募集要項5.本制度の対象外となる提案にて、「2つ以上のスキームに応募した場合」とあるが、これらスキームにはどれが含まれるのか。また、1月26日に公示された中小企業連携促進基礎調査はこれに含まれるのか。	「2つ以上のスキーム」とは、以下の5スキームです。 「基礎調査」「案件化調査」「普及・実証事業」「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」「民間技術普及促進事業」 1月26日公示の中小企業連携促進基礎調査はこれに含まれません。	2015/4/1
全体	3	ODA事業化の定義を教えてください。	ODA事業自体様々な事業があり、これらとの連携や事業での活用をODA案件化としています。例えば研修事業で案件化調査実施中の中小企業の製品紹介を行うといった連携も進めています。JICAによるもののみならず、外務省の中小企業ノンプロ無償資金協力において提案製品に供与することも考えられます。国によって実施できるスキームや実施中の事業が異なるため、ケースバイケースでの対応となります。	2015/4/3
地域活性化枠	4	どういった条件を満たすことで「地域活性化枠」に分類されるのか、具体的な内容を教えてください。	採択案件が補正予算枠となるのか、当初予算枠となるのかについては、審査の過程でJICAが判断いたします。	2015/4/3
地域活性化枠	5	「地元経済・地域活性化への貢献」の配点が30点となっておりますが、この審査ポイントが仮に0点に近い数値であった場合でも、採択は可能か。	審査は「別添2 案件化調査審査基準表」に基づき審査し総合的に判断しております。なお、採択案件が補正予算枠となるのか、当初予算枠となるのかについては、審査の過程でJICAが判断いたします。	2015/4/3
地域活性化枠	6	地方活性化特別枠にて「地元経済・地域活性化への貢献」への配点があるが、東京は不利になるか。	ここでいう「地元」とは、企業が所在する地域を指しており、東京の場合でも不利になるものではありません。また、本社のみならず工場や取引先が立地する地域への貢献ということでも結構です。	2015/4/3
事業の目的	7	当社は、途上国に製品工場を設立し、製品の全量を日本で販売することを想定している。当社の技術と途上国のリソース(原料や人材等)を活用することにより、途上国の農家や工員の所得向上による生活改善や産業・人材育成等を通じて、途上国の開発課題の解決を目指している。本調査事業の目的に記載している「製品」について、途上国側での製品の販売が応募の必須要件か。	応募の段階では、調査対象国での製品の販売は必須要件とはなっておりません。	2015/4/3
業務関連ガイドライン	8	中小企業海外展開支援事業(案件化調査/普及・実証事業)業務実施ガイドライン(以下を含む)については、HP上で公開されているか。見積書と企画書の作成にあたり、前もってガイドラインを確認したい。	業務実施ガイドラインはHP上では公開されておりません。採択した段階で配布いたします。	2015/4/3
ODA案件化	9	案件化調査実施後、どのようにODA案件化にするのか。普及・実証に応募すればよいか。	普及・実証事業の実施もODA案件化の一つと考えており、同事業に応募していただくもの一案と言えますが、普及・実証事業以外に技術協力事業や国内で実施している研修員受入事業、外務省による中小企業ノンプロジェクト無償などもODA案件化の一つとして想定が可能です。	2015/4/3
現地法人の設立	10	(応募)申請同時並行で現地で法人を作ってもいいのか。	応募と並行して現地法人化の手続きをとっていただいても構いません。	2015/4/3
相手国政府との関係	11	応募前の留意事項に「政府機関に関与しないものは対象外」とあるが、どの程度の関与を指すのか。	ODA案件化を目指すための本調査において、提案製品・技術を紹介する際に全く公的機関への働きかけを想定していない案件は難しいと考えています。制度や規制等のルール作り、人材育成、製品紹介など政府関係機関の関与は様々です。政府機関が製品を直接使用しない場合でも、何らかの関与が想定されていることが必要となります。	2015/4/3
カウンターパート	12	カウンターパート機関は、応募時点でどの程度明らかにしておく必要があるか。カウンターパートから応募前に合意を得ておくべきか。	カウンターパート機関が明確であるほうが調査がスムーズに進むと思われるため、すでに関係性や合意がある場合は企画書に記載ください。合意がないという理由のみで不採択となるものではなく、提案内容を総合的に評価して審査されます。	2015/4/3
資格要件・提案要件				
資格要件	1	本年7月までのBOPビジネス連携促進事業の契約による調査を実施中であるが、この結果を受けて発展した形で案件化調査への応募をすることが可能か。また、応募可能な場合、BOPビジネス連携促進事業の契約期間の一部が重複することになるが、応募は可能か。	応募は可能です。 契約期間が重複する場合は、同一調査団員の調査期間が重ならないようスケジュールを組んでいただく必要があります。	2015/4/3
資格要件	2	社会福祉法人は応募可能か。	社会福祉法人は資格要件として定義している中小企業または中小企業団体には該当しないため、提案企業としては対象外となります。但し社会福祉法人の職員が外部人材として参画することは可能です。	2015/4/3
資格要件	3	普及・実証事業を現在実施中の企業の応募は可能か。	可能です。	2015/4/3
提案要件	4	既に採択された分野別、地域別の採択事業と重なる場合は、今回応募しても不採択となるのか。	同じ国で類似の提案製品に関する調査・事業が実施されていることのみを理由に不採択となることはありません。一方、類似製品を同一のカウンターパートやサイトに導入しようとする場合は、相手側が混乱する可能性もあり、ケースバイケースで検討されることとなります。	2015/4/3

提案要件	5	弊社は、沖縄県の「平成26年度 島しょ型環境システム海外展開推進事業」で平成26年9月～平成27年3月までに、キリバス、フィジー、モルディブ、フィリピンセブ島の4カ国において、汚濁水浄化処理装置の海外島しょ地域導入可能性調査事業を実施した。その中で、フィジーの製糖工場（国営）とモルディブの某企業では、弊社の機械の導入を前向きに検討している。今回のJICAの案件化調査において、更に打合せを詰め、カウンターパートとの契約を目標とし次回の普及・実証事業を実施出来ればと考えている。案件化調査を2カ国同時に実施する事は可能か。	募集要項別添3.FAQ(よくある質問と回答)「資格要件・提案要件」のNo20をご覧ください。	2015/4/3
提案要件	6	3/18の公募説明会において、「企業XがA国でa製品を、B国でb製品を同時に案件化調査に応募することは可能か」との質問があり、「不可である」との回答であった。 また、募集要項の当該箇所において、(2)同一の提案法人または同一の提案法人が代表企業となる共同企業体が以下の5つのスキームのいずれか2つ以上に同時応募したこと（応募したスキームの採否通知受領前に別のスキーム応募すること）が確認された提案は、対象外であることが示されている。 上記を踏まえ、企業X単独でA国に対してa製品を、企業Xと企業Yの共同企業体（代表企業は企業Y）でB国に対して企業Xのb製品を含む複数の製品・技術を提案する企画について、同時に案件化調査に応募することは可能か。	可能です。	2015/4/3
提出書類				
書類受領書	1	第2回案件化調査の資料では様式2として書類受領書が添付されていたが、今回は書類受領書の提出は不要か。	募集要項6ページに記載のとおり、受領書は発行しませんので、特定記録等の配達記録が残る形で送付ください。	2015/4/3
共同企業体結成届	2	提案法人（中小企業）から製品開発と生産委託を受けている会社A社の社員を団員として登用する場合、外部人材とは見なされないため、共同企業体を結成する必要があるのか。	共同企業体結成届のご提出をお願いします。	2015/4/3
提案法人情報	3	シートNo. とは何を記入するのか。	募集要項12ページの応募勸奨に関する記載及び以下Webページをご確認いただき、中小企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題に沿った提案である場合は、Webページに掲載されているシートNo. をご記入ください。該当しない場合はシートNo. の記載は不要です。 http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html	2015/4/3
提案法人情報	4	「中小企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」についての変更点は。	当機構が公表する「中小企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に関し、公示日時点で2件の現地詳細情報を掲載していましたが、このうちサモア国の課題についてはサモア国政府によるコンサルタント・機材に関する公示（国際競争入札）を受け掲載を取りやめました。	2015/4/3
見積書	5	見積書は審査の段階でどのように扱われるのか。	審査の段階では上限金額を超えていないか等を確認しており、詳細については採択後、契約交渉において確認します。	2015/4/3
経理関連（予算・見積り等）				
人件費	1	外部人材で参画予定のコンサルティング会社の現地法人が調査対象国内にあり、その日本人駐在員が外部人材として参画する場合、当該コンサルの人件費は現地作業として見積もるのか、国内作業として見積もるのか、どちらか。また、当該コンサルの日当や宿泊費は他の団員と同様に計上可能か。	調査対象国に在住の日本人駐在員は、その対象国内で当該駐在員の「居住地及び通勤可能範囲内」での業務は「国内業務」となり日当・宿泊料は計上できません。 他方、当該駐在員の「居住地及び通勤可能範囲内」でない場所での業務は「現地業務」となり日当・宿泊料の計上が可能です。	2015/4/3
人件費	2	外部人材として技術・分野課題・対象国等に係る知見を持つ人として定義されていないが、現地政府から本邦大学に留学している人をメンバーにする場合、人件費は見積もることは可能か。現地までの航空運賃や宿泊日当は見込めるか。	「学生」の立場で調査団員として参画することは想定しておりませんので、人件費、旅費ともに計上できません。	2015/4/3
人件費	3	山形ー成田空港間の場合、出国後の乗り継ぎ等を考慮すれば前泊することが最も合理的な経路である。出国前日の移動は「業務従事日数」に計上可能か。	フライトの関係で前泊せざるを得ない場合の移動日は「業務従事日数」に含めることができません。 「業務従事日数」はあくまでも日本発から日本着までの期間となります。なお、前泊する場合、宿泊料は計上できません。	2015/4/3
人件費（格付）	4	格付2号の調査団員の人数に上限はあるか。	制度上格付2号の人数が決まっているわけではありませんが、当該調査における団員間での役割や業務内容が経理処理ガイドライン記載の2号に相当するかどうかで判断させていただきます。 2号相当の担当業務でも年齢や経験次第では3号となったり、年齢や経験が豊富であっても担当業務によっては3号、4号となることもあります。	2015/4/3
人件費、管理費	5	I人件費、III管理費とはどのような経費か。	I人件費は外部人材にかかる経費です。 III管理費は、本邦受入れ活動業務費を除いた調査全体の管理にかかる経費であり、提案法人にかかる費用はここに含まれます。	2015/4/3
人件費 その他原価	6	定義・内容欄に、「間接的に業務支援を行う社内の事務員、技術者等の人件費」とあるが、ここで指す「社内」というのは、提案法人社内を意味するか。	ご理解のとおりです。	2015/4/3
人件費、分類	7	提案法人（中小企業）から製品開発と生産委託を受けている会社A社の社員は、分類「Z」となるか。	ご理解のとおりです。	2015/4/3
旅費	8	直接経費の旅費において、外部人材が米国在住者であり、米国から調査対象国へ移動する旅費、あるいは調査国若しくは米国から打合せ等で日本へ来る旅費、日本国内での宿泊費、日本から米国へ戻る旅費は認められるのか。	外部人材が日本以外の第三国に居住している場合の調査対象国までの航空賃は、日本と調査対象国までの航空賃を上限に計上可能です。 現地渡航に伴う日当、宿泊料も計上できます。 ただし調査を目的とした渡航を前提としており、打合せのための本邦または現地渡航については認められません。	2015/4/3

旅費	9	外部人材が海外の方で日本語が話せない場合に、日本へ来て打合せする際に通訳を使う場合は経費として認められるか。 また、その外部人材の報告書を日本語に訳すための翻訳代は経費として計上可能か。	そもそもコミュニケーションが取れず通訳が必要な海外の外部人材を使うこと自体ご説明していただく必要がありますが、仮に外部人材として認めたととしてもその通訳経費や翻訳費は計上できません。	2015/4/3
現地活動費	10	人件費（備上費）のつかない提案企業の現地法人社員の現地国内旅費（交通費、宿泊費、日当）は、どのように現地活動費として計上すればよいか。	提案企業の現地法人社員が業務従事者として調査に参加し、かつ調査地が当該社員の「居住地及び通勤可能範囲内」でない場所であれば日当、宿泊料、移動交通費を旅費として計上できます。	2015/4/3
輸送費	11	案件化調査終了後、現地に輸送し使用した製品・機材は持ち帰らず現地のカウンターパート等に供与することは可能か。	原則、機材は調査終了後に本邦に持ち帰ることを前提として輸送費、関税等を計上できます。 したがって、予め調査終了後に製品・機材を現地のカウンターパート等に供与することを想定している場合には輸送費、関税等は自社負担となります。	2015/4/3
本邦受入活動費	12	本邦受入活動費の、本邦受入活動業務費の内訳はどのようなものか。相手国関係者の宿泊費、賃金も含まれるのか。	本邦受入活動にかかる調整に要する業務費として通信費や事務用品費等管理費的な経費を想定しています。 受入者の日当・宿泊料、国内移動交通費、講師謝金、会場経費等は対象外となります。	2015/4/3
費用計上の可否	13	機材の製造費や開発費は経費項目に計上できるか。	計上できません。	2015/4/3
費用計上の可否	14	消耗品や部材についてのJICA負担はあるか。	基本的に消耗品の輸送費は対象外です。消耗品か資機材（資産）については会計上耐用年数や取得した時の価値に応じて区別があり、資産に計上されるべき資機材の輸送費をJICAが負担します。	2015/4/3
特記仕様書案	15	公示HP内の業務指示書の欄に掲載されている「その他様式2. 附属書Ⅱ 特記仕様書案」において、P.6以降に『附属書Ⅰ「共通仕様書」における変更対照表（当該箇所のみ）』として共通仕様書の読み替え規定があるが、一部が「普及促進」のガイドライン（例えば、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業業務実施ガイドライン」）に読み替える内容となっている。これは正しいか。	ご指摘の通り、「その他様式2. 附属書Ⅱ 特記仕様書案」の記載は誤りです。 訂正いたしましたので、ご確認ください。	2015/4/3